

医療名	対象範囲	支給の範囲	28年度		29年度		30年度		R1年度	
			件数	支給額(千円)	件数	支給額(千円)	件数	支給額(千円)	件数	支給額(千円)
後期高齢者福祉医療	後期高齢者医療被保険者で次のいずれかに該当する人 ・ 障がい者、母子・父子家庭医療の受給資格要件に該当する人 ・ 戦傷病者手帳の所持者 ・ 精神保健福祉法による措置入院患者 ・ 感染予防法による入院勧告措置対象者 ・ 独り暮らしの人で市民税が非課税の人(施設入所者を除く) ・ 寝たきり老人または認知症老人で市民税が非課税世帯の人 ・ 精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者 ・ 自立支援医療受給者証(精神通院)所持者	保険給付適用後の自己負担分の全額(高額療養費自己負担額の範囲、食事は除く)	28,504	92,396	28,533	93,456	28,712	98,702	29,622	105,462
精神障がい者	自立支援医療受給者証の所持者	通院公費対象医療費の自己負担額	8,432	10,765	8,231	12,551	15,501	42,955	16,830	51,977
	精神障害者保健福祉手帳1、2級所持者	保険給付適用後の自己負担分の全額(高額療養費自己負担額の範囲、食事は除く) 通院は、H28.10月診療分から制度拡充(精神通院のみから全疾患) 入院は、H30.4月診療分から制度拡充(精神入院のみから全疾患)	3,536	16,588	5,236	26,812				
子ども	小学6年までの入通院と中学3年までの入院 (H28.10月診療分から制度拡充)	保険給付適用後の自己負担分の全額(高額療養費自己負担額の範囲、食事は除く)	119,271	243,986	142,299	294,716	144,596	292,306	142,158	296,780
	中学1年から中学3年までの通院 (H24.10月診療分から新規導入)	保険給付適用後の自己負担分の3分の2	※23,407	※26,317	※3,501	※5,258	※2,133	※3,740	1,735	3,160
障がい者	・ 1～3級に該当する身障者手帳所持者 ・ 4級に該当する身障者手帳所持者で腎臓機能障がい者 ・ 4～6級に該当する身障者手帳所持者で進行性筋委縮症者 ・ 自閉症状態と診断されている人 ・ 知能指数が50以下の知的障がい者	保険給付適用後の自己負担分の全額(高額療養費自己負担額の範囲、食事は除く)	14,952	91,803	15,074	94,919	15,398	94,183	15,680	105,268
母子・父子家庭	・ 18歳の年度末までの児童を扶養している配偶者のない母または父とその児童 ・ 父母のいない18歳の年度末までの児童(児童扶養手当所得制限範囲)	保険給付適用後の自己負担分の全額(高額療養費自己負担額の範囲、食事は除く)	12,245	35,992	11,854	35,671	12,124	39,805	12,343	34,921
未熟児養育医療	2,000g以下の未熟児、または、2,000g以上であっても医師が入院養育を必要と認めた者 (H25.4月診療分より県から移管)	所得より基準月額を除いた保険給付適用後の自己負担額及びミルク代・移送費	31	3,337	29	3,204	32	3,220	23	2,136

※H28.9月診療分までの小学4年から小学6年支給分を含む